平成 26 年５月８日

各　　位

会 社 名　日 鉄 鉱 業 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　松本　六朗
（ コード番号　1515　東証　第１部 ）
問合せ先　総　務　課　長　野村　　勉
（ Tel：03-3284-0516 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年６月 27 日開催予定の第 100 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の目的

（１）社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第１項の規定に基づき、現行定款に第 28 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 36 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、第 28 条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（２）上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 26 年６月 27 日（金）
定款変更の効力発生日　　平成 26 年６月 27 日（金）

以　上

【別　紙】

＜定款変更の内容＞

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
	（社外取締役との責任限定契約）
（新　　設）	第28条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第34条　（本 文 省 略）	第29条～第35条　（現行のとおり）
	（社外監査役との責任限定契約）
（新　　設）	第36条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第35条～第38条　（本 文 省 略）	第37条～第40条　（現行のとおり）

以　上